

会費等に関する細則

1. 会費は年額 80,000 円とし、毎年 5 月又は入会時に全納する。但し年度途中 10 月以降に入会した者は 40,000 円とする。既納会費は払戻をしない。入会金は 30,000 円とし、入会の際納付する。
2. 役員は前項 1 の会費に加えて、それぞれ次の額を加算して納付する。

(1)	代表幹事	200,000 円
(2)	副代表幹事	100,000 円
(3)	特別幹事	60,000 円
	幹事	60,000 円
	監事	60,000 円
3. 会費未納で年度途中で退会、又は休会する者は、年度前半（9 月末まで）に限り会費は 40,000 円とすることができる。

附則

平成 26 年 4 月 21 日改定

令和 6 年 6 月 13 日改定（第 3 項追加）